5　第一項に規定するもののほか、九州農政局の農村振興部農村環境課に、鳥獣対策専門官一人を置く。

6　鳥獣対策専門官は、地方農政局の管轄区域内における鳥獣による被害の防止、捕獲した鳥獣の有効な利用その他の鳥獣害の防除に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（西奥羽土地改良調査管理事務所）

第二百六十九条　（略）

2・3　（略）

4　西奥羽土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5　（略）

6　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　施設監視専門官は、第一項の事業によって造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8～13　（略）

（阿武隈土地改良調査管理事務所）

第二百七十条　（略）

2・3　（略）

4　阿武隈土地改良調査管理事務所に、次の六課及び新請戸川農業水利事業建設所並びに企画情報管理官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5～9　（略）

（新設）

（西奥羽土地改良調査管理事務所）

第二百六十九条　（略）

2・3　（略）

4　西奥羽土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5　（略）

6　企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7～12　（略）

（阿武隈土地改良調査管理事務所）

第二百七十条　（略）

2・3　（略）

4　阿武隈土地改良調査管理事務所に、次の六課及び新請戸川農業水利事業建設所並びに企画情報管理官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課

5～9　（略）

（新設）

（利根川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十一条　（略）

2・3　（略）

4　利根川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに管理調整官一人、企画情報管理官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官二人、農業水利総合対策官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、技術調整官一人、技術情報専門官一人、防災情報管理官一人、権利保全対策官一人及び保全整備専門官一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
技術調整課
保全計画課
保全整備課

5～9　（略）

（新設）

（利根川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十一条　（略）

2・3　（略）

4　利根川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに管理調整官一人、企画情報管理官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官二人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、技術調整官一人、技術情報専門官一人、防災情報管理官一人及び保全整備専門官一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
技術調整課
保全計画課
保全整備課

5～9　（略）